

犯罪被害者支援に関する日弁連における会員向け研修について

■ eラーニング研修の取組

- ① 性犯罪被害者からの事情聴取①～聴取構造・発問技術～（2017年4月公開）
- ② 性犯罪被害者からの事情聴取②～聴取事項～（2017年4月公開）
- ③ 「弁護士による犯罪被害者支援の基礎」第1回 被害者支援活動概観（2021年2月公開）
- ④ 「弁護士による犯罪被害者支援の基礎」第2回 被害者支援活動各論1（公判段階における被害者支援）（2021年2月公開）
- ⑤ 「弁護士による犯罪被害者支援の基礎」第3回 被害者支援活動各論2（2021年2月公開）
- ⑥ ストーカー被害者への対応～ストーカー行為等の規制等に関する法律2021年改正を踏まえて（2023年5月公開）
- ⑦ 性暴力被害者支援の基本実務（2025年4月公開）

eラーニングとは

日弁連では、会員向け専用サイトにおいて、弁護士業務に資する様々な分野を取り上げたオンライン研修を配信している。会員は、自身のPC等からいつでも無料で受講することが出来る。基礎力を身につける講座から、特に重要分野に対応するテーマを取り扱う講座や応用編の講座まで、内容は多岐に渡っている。犯罪被害者をテーマとした公開中の講座は左記のとおりである。

■ 発展型研修の取組

- ① 経済的損害回復に向けた犯罪被害者等支援
- ② 裁判員裁判対象事件と非対象事件における犯罪被害者等支援の異同
- ③ 少年事件における犯罪被害者等支援
- ④ 犯罪被害者等支援におけるマスコミ対応

発展型研修とは

新規登録弁護士研修その他の基礎研修に対して、現に事件を受任する弁護士向けに行われるより高度で実務的な内容の研修をいう。実施を希望する弁護士会に日弁連から講師を派遣し実施している。犯罪被害者支援に関する発展型研修は左記のとおりである。

※上記のほか、犯罪被害者支援に関する会員向けハンドブックやQ&A等を作成している。

今後の取組

・犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手には研修の受講を必須とする予定であるところ、弁護士による被害者支援の基礎と犯罪被害者等支援弁護士制度の概要に関するeラーニング研修の作成を検討している。

・被害者が法テラスを通じて紹介される弁護士は日弁連か各弁護士会で実施した複数回の研修受講等を前提としており、犯罪被害者等支援弁護士制度においても同じ条件が前提となる。各弁護士会において研修を実施し、各会から要請があれば、日弁連から講師を派遣するなどしながら、研修の充実に努めていく。